

学校歯科医の先生方へ

健康診断時の感染防止対策について

2020年5月22日、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ が発表されました。

健康診断の実施は、法令により定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があると記載されております。学校健診は学校医の職務となっております。ご協力をお願い申し上げます。

また、**特例として令和2年度は6月30日までにを行う必要はありません。年度末日までに実施してください。**感染させてしまうのではないかと、感染してしまうのではないかとご不安に感じられる学校歯科医の先生方もおられると思います。健診の方法については、学校側と十分にご協議くださいますようお願い申し上げます。ご協議の際に以下、対策例がご参考になれば何よりです。

なお、5月末での状況に応じた内容です。

具体的な協議内容や感染防止対策の例

- 例② 部屋の適切な換気のために、校内で換気がしやすい場所を健診する場にする。
- 例② 1～2mの間隔をあけるために児童生徒が待っている位置を、床にテープ等を貼ってもらう。
- 例③ 待っている児童生徒にはマスク着用を徹底。
- 例③ お願いします、ありがとうございました。等生徒からの発声はひかえてもらう。
- 例④ 学校歯科医から児童生徒への声掛けは必要最低限にする。
- 例⑤ 児童生徒に触れた際、グローブは交換するので、十分なグローブ数を学校側に用意してもらうように要望する。
- 例⑥ フェイスシールドを使用する。
(有限会社デーエス(県歯会館内)で県歯会員のみ期間限定販売中。千葉県歯科医師連盟加入者には無料配布済み。)
- 例⑦ 顎関節の状態等、保健調査票の情報を活用し、児童生徒に触れることを最低限にする。
- 例⑧ 歯式の記録は従来の方法は時間がかかり、児童生徒は口を開けている時間が長くなり、その上、学校歯科医は発声が多くなる。千葉県歯科医師会が推奨している健診方法は、時間短縮が可能となる。(推奨している健診方法は県歯HPのトップページ「学校歯科保健関係者の皆様」の中で動画配信中)

学校歯科健康診断時の感染症対策についてのお願い

令和2年6月1日 日本学校歯科医会

学校歯科健康診断実施にあたり、『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり』に基づいて、事前に学校側と感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。

また、学校歯科医の先生方におかれましても、「学校歯科医の活動指針」をお読みの上、感染の予防に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

* (文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2020.5.22 Ver,1) P33 参考)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

学校歯科健康診断時の注意点（留意点）

学校側

- 1 事前に家庭での健康管理を徹底する
- 2 事前に保健調査票を記入する
- 3 健康診断当日は児童生徒や検診にかかわる教職員全員の体調チェックを徹底する
- 4 検診室の換気を適切に行う
- 5 密集しないよう一度に多くの児童生徒を検診室に入れない
- 6 検診室では会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する
- 7 ミラー等の検診器具の滅菌を徹底する
- 8 記録者はマスク・フェイスガードを着用することが望ましい

学校歯科医側

- 1 手指消毒（アルコール等）を徹底する
- 2 口腔内を触らない検診方法を心掛ける
- 3 マスク・グローブを着用する
 - *グローブの用意が可能であればグローブは一人ひとり交換することが望ましい
 - *顎関節検査は、保健調査票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 4 ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）を着用することが望ましい
- 5 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 6 特別支援学校や高リスクの環境において身体抑制が必要な場合は防護着を着用することが望ましい
- 7 「学校歯科医の活動指針」に準じて、臨機応変に対応すること